平成２０年度〔第４四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の物品、委託、工事）　琵琶湖環境部

(注) ※1、※2の説明
表頭欄の「根拠法令」(※1) は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合 (性質又は目的が競争入札に適しないもの) については、「適用類型」(※2) に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額 (円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成21年1月20日	日本下水道事業団	135,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ
下水道課	琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成21年1月20日	日本下水道事業団	1,458,700,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ